

フロンティア・マネジメント株式会社

定 款

2024年3月27日改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、フロンティア・マネジメント株式会社と称し、英文では Frontier Management Inc. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 経営、会計及び財務に関するコンサルティング業務
2. 経営指導のための企業管理・経営受託
3. 企業の合併・提携、事業譲渡、有価証券譲渡、資本参加、業務提携及び組織再編等に関する調査、企画、コンサルティング並びにそれらの斡旋、仲介
4. 企業の財務内容の調査及びビジネスプランの作成業務
5. 市場調査及び経営情報の収集・提供業務
6. 債権の売買に関するコンサルティング業務
7. 有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
8. 投資事業組合財産持分の保有、管理、運営及び取得等の投資事業
9. 金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
10. 人材派遣業
11. 有料職業紹介事業
12. 経営セミナーの企画・開催・運営業務
13. ビジネススクール及び教育研修事業の運営
14. 各種出版物の企画、執筆、制作及び販売
15. 学習教材の企画、立案、制作及び販売
16. デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信及び販売
17. 企業の株式の保有利用
18. 金銭の貸借の媒介
19. 前各号に掲げる業務に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は 45,648,000 株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第 189 条第 2 項各号に規定する権利以外の権利を行使することができない。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
- ③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 法令又は定款に定める事項のほか、当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役がこれを招集する。代表取締役全員に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 株主総会は、その株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役がこれに当たる。代表取締役全員に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を設置する。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として、又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任者又は他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の残存期間と同一とする。

- ④ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。

(報酬)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当社は取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 代表取締役全員に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が代表取締役の業務を代行する。
- ④ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順位により代表取締役が招集し、会日の 3 日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 当社に監査等委員会を置くものとする。

② 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の1週間前までに発する。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定め

る監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任の方法)

第38条 当社の会計監査人の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 配当財産が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は

その支払義務を免れるものとする。

- ② 未払の配当財産には利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 17 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。